

# N o 1 指導医資格取得支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
令和 <u>8</u> 年度指導医資格取得支援事業費補助金交付要綱	令和 <u>7</u> 年度指導医資格取得支援事業費補助金交付要綱
第1～2条 (略)	第1～2条 (略)
(補助申請者の要件)	(補助申請者の要件)
第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。ただし、この要綱に基づく補助金を受けることのできる回数は、同一医師につき2回（2事業年度）を限度とする。 (1) 高知県内の医療機関に在籍し、令和 <u>8</u> 年3月31日現在で専門医資格を取得後2年以上経過しており、当該専門分野の臨床経験を有する者で、その指導医資格の取得を目指す者 (2)、(3) (略)	第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。ただし、この要綱に基づく補助金を受けることのできる回数は、同一医師につき2回（2事業年度）を限度とする。 (1) 高知県内の医療機関に在籍し、令和 <u>7</u> 年3月31日現在で専門医資格を取得後2年以上経過しており、当該専門分野の臨床経験を有する者で、その指導医資格の取得を目指す者 (2)、(3) (略)
第4条 (略)	第4条 (略)
(補助申請)	(補助申請)
第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。	第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。
2 補助対象期間は、令和 <u>8</u> 年4月1日から令和 <u>9</u> 年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から令和 <u>9</u> 年3月31日の範囲内とする。	2 補助対象期間は、令和 <u>7</u> 年4月1日から令和 <u>8</u> 年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から令和 <u>8</u> 年3月31日の範囲内とする。
第6～12条 (略)	第6～12条 (略)
附 則	附 則
1 この要綱は、令和 <u>8</u> 年 <u>  </u> 月 <u>  </u> 日から施行する。	1 この要綱は、令和 <u>7</u> 年4月1日から施行する。
2 令和 <u>8</u> 年度補助額は、令和 <u>8</u> 年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、補助（予定）額の2分の1を上限とする。	2 令和 <u>7</u> 年度補助額は、令和 <u>7</u> 年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、補助（予定）額の2分の1を上限とする。
(別表1) (略)	(別表1) (略)
(別表2) (略)	(別表2) (略)

新	旧
第1号様式 <u>年度の変更</u>	<u>第1号様式</u>
第2号様式（その1） <u>年度の変更</u>	<u>第2号様式（その1）</u>
第2号様式（その2） <u>年度の変更</u>	<u>第2号様式（その2）</u>
第3号様式 <u>年度の変更</u>	<u>第3号様式</u>
第4号様式 <u>年度の変更</u>	<u>第4号様式</u>
第5号様式 <u>年度の変更</u>	<u>第5号様式</u>
第6号様式 <u>年度の変更</u>	<u>第6号様式</u>
(別紙1) 変更なし	(別紙1) 変更なし
(別紙2) 変更なし	(別紙2) 変更なし
(別紙3) 変更なし	(別紙3) 変更なし
(別紙4) 変更なし	(別紙4) 変更なし
(別紙5) 変更なし	(別紙5) 変更なし
(別紙6) 変更なし	(別紙6) 変更なし
(別紙7) 変更なし	(別紙7) 変更なし
(別紙8) 変更なし	(別紙8) 変更なし